

平成28年4月から 多子世帯への保育料軽減範囲が拡充されます。

【拡充①】 おおよそ年収360万円未満の世帯

【世帯の条件】

- (1号) 教育認定 市民税所得割額が77,101円未満の世帯
- (2・3号) 保育認定 市民税所得割額が57,700円未満の世帯

国の保育料軽減策

認定区分	これまでの第1子判定
教育	3歳～小学校3年生までで判定
保育	保育所等の利用者の中で判定

年齢に関わらず

生計を一にする
子どもの中で判定

ひとり親や障がい児(者)世帯の場合
市民税所得割額77,101円未満であれば
第1子半額、第2子以降0円

【拡充②】 おおよそ年収360万円以上の世帯

【世帯の条件】

- (1号) 教育認定 市民税所得割額が77,101円以上の世帯
- (2・3号) 保育認定 市民税所得割額が57,700円以上の世帯

唐津市独自の保育料軽減策

認定区分	これまでの第1子判定
教育	3歳～小学校3年生までで判定
保育	保育所等の利用者の中で判定

小学6年生までの

生計を一にする
子どもの中で判定

モデルケース

	教育認定			保育認定		
	子ども	これまで	平成28年4月から	子ども	これまで	平成28年4月から
中学生	中3			中3		
	中2 ☺	【判定対象外】	【第1子】	中2 ☺	【判定対象外】	【第1子】
	中1			中1		
小学生	小6 ☺	【判定対象外】	【第2子】	小6		
	小3			小3 ☺	【判定対象外】	【第2子】
	小1 ☺	【第1子】	【第3子】	小1		
就学前	5歳			5歳 ☺	【第1子:満額】	【第3子:0円】
	3歳 ☺	【第2子:半額】	【第4子:0円】	3歳		
	1歳			1歳 ☺	【第2子:半額】	【第4子:0円】

モデルケース

	教育認定			保育認定		
	子ども	これまで	平成28年4月から	子ども	これまで	平成28年4月から
中学生	中3			中3		
	中2 ☺	【判定対象外】	【判定対象外】	中2 ☺	【判定対象外】	【判定対象外】
	中1			中1		
小学生	小6 ☺	【判定対象外】	【第1子】	小6		
	小3			小3 ☺	【判定対象外】	【第1子】
	小1 ☺	【第1子】	【第2子】	小1		
就学前	5歳			5歳 ☺	【第1子:満額】	【第2子:半額】
	3歳 ☺	【第2子:半額】	【第3子:0円】	3歳		
	1歳			1歳 ☺	【第2子:半額】	【第3子:0円】

※ ひとり親や障がい児(者)のいる世帯(市民税所得割額77,101円未満)の場合
上記の表の中で、
第1子:満額→第1子:半額、第2子:半額→第2子以降:0円とあります。